

○那覇市議会事務局設置条例

〔昭和 47 年 5 月 15 日〕
〔 条 例 第 8 4 号 〕

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 2 項の規定により、那覇市議会に事務局を置く。

(委任規定)

第 2 条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

【参照条文】

地方自治法第 138 条第 2 項(議会事務局の設置)、地方自治法第 89 条(議会の設置)、憲法第 93 条第 1 項(議会の設置)